

公 示 送 達 書

次の書類については、送達すべき場所が不明なため、介護保険法第 143 条で準用する
地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類については、葉山町に保管してありますので、該当する方は交付
の請求をしてください。

令和 8 年 6 月 1 日

葉山町長 山 梨 崇 仁



送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和 7 年度 介護保険料督促状 (第 6 期)	金子 芳美	
令和 7 年度 介護保険料督促状 (第 7 期)	金子 芳美	
令和 7 年度 介護保険料督促状 (第 8 期)	金子 芳美	
令和 7 年度 介護保険料督促状 (第 9 期)	金子 芳美	
令和 7 年度 介護保険料督促状 (第 10 期)	金子 芳美	
令和 7 年度 介護保険料督促状 (第 10 期)	高橋 清一郎	
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。		